

令和3年8月31日

保護者のみなさまへ

小松島市教育委員会

夏季休業明けの学校の教育活動について（お知らせ）

保護者のみなさまには、これまで新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、「とくしまアラート『特定警戒』ステージⅣ」発動を受け、学校の教育活動については、徳島県教育委員会からの通知を踏まえて、当分の間、次のような対応をいたしますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

1 臨時休業になる場合について

児童生徒・教職員等が感染した場合は、これまでと同様に、原則として直ちに臨時休業とし、期間及び規模については、学校長が、保健所及び学校医、教育委員会等と相談し、検討の上決定します。

2 分散登校等になる場合について

次の場合、対象となる学校で分散登校等を実施します。

- (1) 学校で複数の感染が確認された場合 ⇒ その学校で臨時休業終了後に実施
- (2) 地域で感染拡大が見られる場合 ⇒ その地域に係る複数の学校で実施
- (3) 本市が「まん延防止等重点措置区域」の適用となった場合 ⇒ 本市内の全学校で実施
- (4) 本県が「緊急事態宣言」の対象となった場合 ⇒ 本市内の全学校で実施

3 分散登校等の実施方法について

- (1) 分散登校の実施方法、給食の提供方法は、地域や学校の状況に応じて各学校で設定いたします。
- (2) 学習に著しい遅れが生じないようにするため、課題学習を実施いたします。
- (3) 分散登校等の実施期間については、部活動は休止とします。ただし、公式大会やコンクール等への参加が予定されている場合は必要最小限の練習をすることがあります。
- (4) 分散登校等実施期間の学校行事については、原則延期等とします。